



<p>体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>養費の算定基準に準じて算定した額  保健衛生費 370円  乳幼児加算費 21,500円  日用品費 19,930円  指導訓練材料費 430円  看護代替要員費 160円  重度障害児支援加算費 60,370円  スプリンクラー保守管理費 310円  重度重複障害児加算費 33,600円  被虐待児受入加算費 37,900円  児童発達支援管理責任者配置費 7,650円  小規模グループケア加算費 75,280円  心理指導担当職員配置加算費 5,390円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額  日用品費 19,930円  保育士等加算費 21,500円  乳幼児加算費 21,500円  指導訓練材料費 430円  特別訓練費 820円  重度障害児支援加算費 60,370円  重度重複障害児加算費 33,600円  被虐待児受入加算費 37,900円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設</p>	<p>49,770円  重度障害児支援加算費 60,370円  行動障害児加算費 3,340円  重度重複障害児加算費 33,600円  被虐待児受入加算費 37,900円</p>					<p>通所のための交通費実費 4,940円  教科書代等</p>	<p>81,260円  さらに住居費及び生活諸費の経費を加算 141,430円</p>	<p>5級地 7,160円  4級地 5,480円  3級地 3,550円  2級地 2,640円  その他の地域 1,320円</p>

<p>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額        保健衛生費 370円        日用品費 19,930円        看護代替要員費 160円        重度障害児支援加算費 (25%) 50,310円 (30%) 60,370円        行動障害児加算費 3,340円        スプリンクラー保守管理費 950円        被虐待児受入加算費 37,900円        重度重複障害児支援加算費 33,600円        児童発達支援管理責任者配置費 7,650円        小規模グループケア加算費 75,280円        心理指導担当職員配置加算費 5,390円</p>								
<p>主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額        指導費 249,130円        日用品費 19,930円        看護代替要員費 (指定発達支援医療機関を除く。) 160円        療育訓練費 430円        スプリンクラー保守管理費 310円        被虐待児受入加算費 37,900円        児童発達支援管理責任者配置費 (指定発達支援医療機関を除く。) 7,650円        小規模グループケア加算費 (指定発達支援医療機関を除く。) 75,280円</p>								

---

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。